

岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審査会規則

平成 29 年 10 月 31 日
規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成 29 年岸和田市貝塚市清掃施設組合条例第 2 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、岸和田市貝塚市清掃施設組合総務課において行う。

(公印)

第 5 条 公印の種類、寸法、文字、使用区分は別表のとおりとする。

- 2 公印の取扱い管守方法については、岸和田市貝塚市清掃施設組合公印規程（昭和 41 年規程第 1 号）を準用する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会に諮り、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されない場合にあつては、管理者が会議を招集する。

別表

省 略